

東労基発 1203 第 1 号  
令和 2 年 12 月 3 日

一般社団法人東京建設業協会  
事業代表者（会長） 殿

東京労働局労働基準部長



### 移動式クレーンの安全な使用について（要請）

労働行政の推進については、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年の東京都における建設業の労働災害は、昨年と比較し減少していますが、死亡災害については 11 月 30 日現在で 11 件であり、全産業の約 42% を占めています。

このような中、令和 2 年において、移動式クレーンの転倒災害が 4 件発生（平成 30 年、令和元年には発生していない。）しており、そのうち 1 件が死亡災害となっています。移動式クレーンの転倒災害は、運転者のみならず、第 3 者、公衆災害を含める甚大な災害になりかねないものです。

当局におきましては、移動式クレーンによる労働災害の防止に取り組んでいくところでありますが、貴職におかれましても、会員事業場等関係者の方々に対して、移動式クレーンの使用に当たっては、移動式クレーンの転倒防止措置の確実な実施とともに、下記の事項の遵守を指導していただき、建設現場における移動式クレーンの安全な使用の徹底を図っていただきますよう要請いたします。

### 記

#### 【事業者の管理について】

- 1 移動式クレーンの安全装置等の機能を失わせないよう労働者に対して安全衛生教育を実施すること
- 2 移動式クレーン作業について、つり荷の重量に対して必要な作業半径の距離、高さ、当該クレーン機能に基づいた作業計画を作成し関係労働者及びクレーン作業周辺に働く労働者に対して、作業方法を周知すること。
- 3 予定していた作業条件に変更が生じた場合は、作業計画の見直しを図る

こと。

- 4 地盤が軟弱な場所に移動式クレーンを設置する場合は、転倒を防止するために必要な広さ、強度を有する鉄板等を敷設しこの上に設置すること。
- 5 アウトリガーを有する移動式クレーンについて、アウトリガーを最大限に張り出し、転倒のおそれのない水平堅固な場所に設置、使用すること。
- 6 移動式クレーンの旋回により労働者との接触を防止するために立入り禁止区域の設定を行い、関係労働者及び作業周辺の労働者に立入り禁止を周知すること。
- 7 移動式クレーンの吊り荷の下に労働者を立ち入らせないこと。
- 8 移動式クレーン作業について、強風（10 分間平均風速 10m/S）のため危険が予想されるときは中止にすること

【特定元方事業者の管理、対応について】

- 1 特定元方事業者は、自ら作成した作業計画と関係請負人が作成した同計画の整合を図りリスク低減を図った作業計画を決定すること。
- 2 特定元方事業者は、関係請負人が行う移動式クレーン作業に立ち会い、作業計画どおり、作業が進められているか確認すること。

# 年末・年始 **Safe Work** 推進強調期間

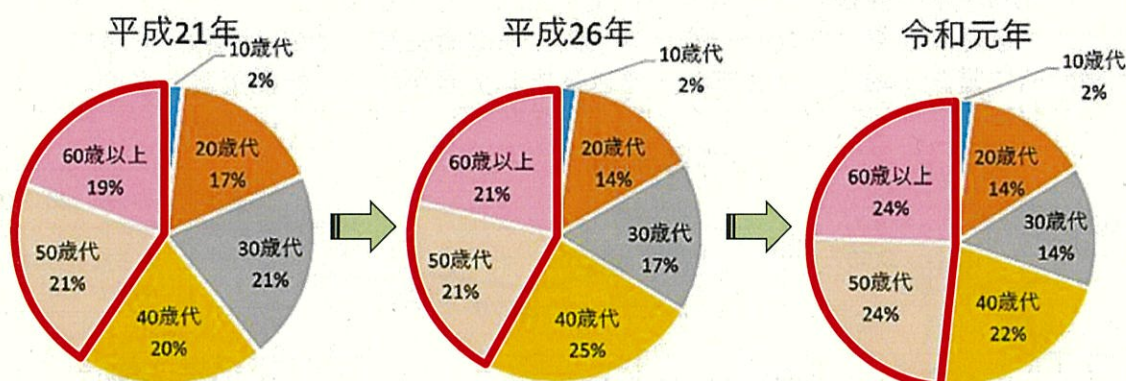
～高年齢労働者の労働災害(転倒など)が増加中～  
**集中パトロールを実施します！！**



期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

## エイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

50歳以上の高年齢労働者による休業4日以上之死傷災害は約5割を占めており、年々増加傾向にあります。



厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

## ～皆様へのお願い～

①年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営  
 繁忙期には、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。

②労働災害防止の気運の醸成に向けた取組

Safe Work ロゴマークの掲示、管理職や従業員への感染症防止に配慮した研修の実施、労働安全衛生に関する行事の開催、安全標語の募集を行うなど。

③経営トップによるパトロールの実施

④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催

⑤積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底

⑥大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底

⑦過去に発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底

⑧不安全行動防止のための「一人KY(危険予知)」等の実施

⑨その他、本強調期間にふさわしい安全衛生の取組

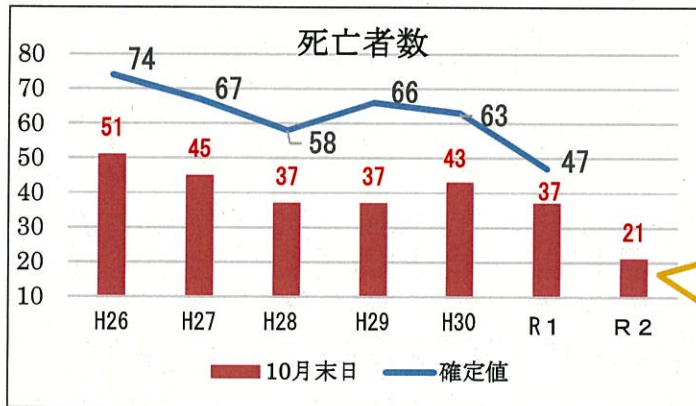
上記以外にも安全衛生の取組はたくさんあります。



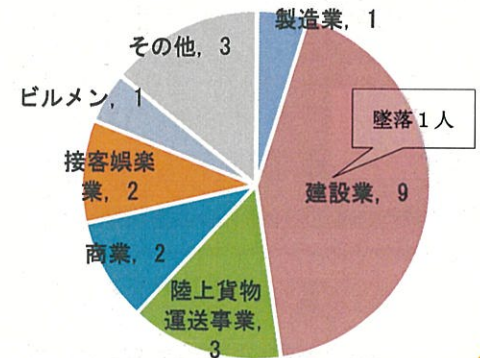
令和2年（10月末時点）の東京労働局管内の労働災害発生状況は、以下のとおりです。  
各事業場において、労働災害防止に向けた取組をお願いします！

### 死亡者数 (21人)

- ・ 製造業 1 人、建設業 9 人、陸上貨物運送事業 3 人、商業 2 人、接客娯楽業 2 人など。
- ・ 墜落・転落で 2 人死亡、前年より 16 人減少。

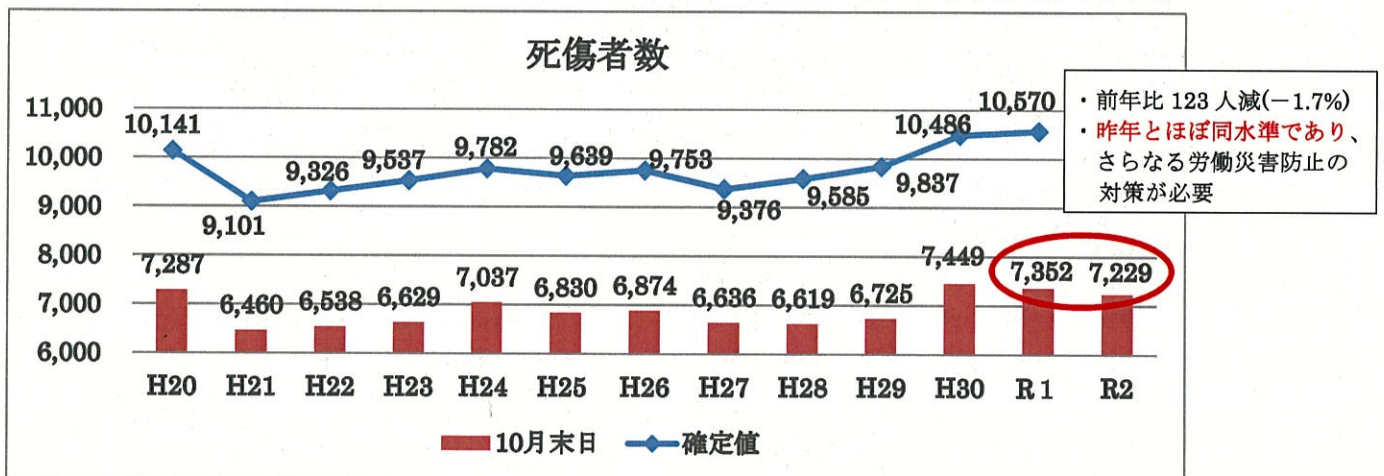


業種別死亡者数(令和2年10月末21人の内訳)



### 死傷者数 (7,229 人)

- ・ 昨年とほぼ同水準で推移。3年連続で年間1万人を超える恐れ。
- ・ 昨年と比べ運輸交通業（ハイヤー・タクシー業）、保健衛生業（社会福祉施設）で増加。
- ・ 業種横断的に墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害が増加。転倒災害も多発。



### 災害事例（令和元年12月～令和2年1月に発生）

#### 製造業

（年齢：60歳代）

鉄製長板にボール盤で穴あけ作業を行っていたところ、皮手袋ごとドリルに巻き込まれた。（休業6ヶ月）



#### 建設業

（年齢：50歳代）

自社倉庫の2階ベランダ下の鉄部を脚立上で塗装を行っていたところ、バランスを崩し墜落した。（休業1年）



#### 運輸交通業

（年齢：60歳代）

トラックからの荷下ろし作業中、近くの台車上の荷が崩れそうになり、荷台から飛び降り足を捻った。（休業3ヶ月）



#### 商業

（年齢：60歳代）

厨房内で洗浄作業中に、床に置かれていたホースにつまづき、転倒し膝を強打した。（休業3ヶ月）



労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。